

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「安心、安全、高品質な良いものづくり」を事業活動の基本とし、それによって社会やお客様の発展に寄与することを目指しております。その実現には、経営環境の変化にも迅速に対応できる経営システムの維持・改善と経営監督機能の透明性・公正性が不可欠であると考えているため、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、2018年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しており、下記は、改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。改訂コーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する報告書」の更新・提出は、2018年12月に行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使、招集通知の英訳

当社は、平成28年3月期定時株主総会の議決権行使より、議決権電子行使および議決権電子行使プラットフォームの環境を導入し、平成29年3月期定時株主総会から招集通知の英訳を行っております。

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

(上場株式の政策保有に関する方針について)

当社は、取引先企業との関係維持・強化など当社の持続的な成長、企業価値の向上に繋がるかと判断する場合には、上場株式を取得、保有する方針としております。その上で、保有株式については、リターンとリスクを踏まえた定量面および将来の展望も踏まえた定性面の両面から保有継続の是非を定期的に検討・検証することとしております。

(政策保有株式に関する議決権の行使について)

当社は、保有する株式の議決権の行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値の向上、株主還元の向上に繋がるかなどを総合的に判断して、適切に行使することとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、会社法、取締役会規定および安藤ハザマグループコンプライアンス規定等に基づき、取締役が競業取引ならびに利益相反取引(主要株主との取引を含む。以下同じ)を行おうとする場合には、事前に取締役会で承認を受けることとしております。また、会社間の競業取引、利益相反取引に関する重要な事項に関しては、取締役会で承認・報告することとしております。

監査役は「監査役監査基準」に則り競業取引、利益相反取引に関し、必要な監査を行っております。

なお、当社グループは、毎期末に、全役員を対象に関連当事者間取引の調査を実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認する体制を整えております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、行動規範、環境方針、品質方針を定め、当社ホームページで公表しております。また「中期経営計画(2019.3期-2021.3期)」を公表しております。詳細は、当社ホームページをご参照ください。

企業理念、行動規範 <http://www.ad-hzm.co.jp/corporate/philosophy.html>

環境方針、品質方針 <http://www.ad-hzm.co.jp/csr/envrepo.html>

中期経営計画 http://www.ad-hzm.co.jp/ir/pdf/pre/irnews/ir_20180327_1.pdf

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社外取締役を除く取締役・執行役員は、基本報酬である現金報酬と業績連動報酬である株式報酬で構成されております。

現金報酬は、会社業績、職責等を総合的に勘案して役員毎の報酬テーブルに基づき、取締役報酬は株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、決定しております。

株式報酬は、取締役および執行役員の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるなどのインセンティブとなり、業績連動指標の達成度に応じて対象者にポイントを付与し、ポイントに応じて当社株式を交付等するものです。

いずれの報酬についても、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

また社外取締役の報酬は、基本報酬である現金報酬のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の範囲で、取締役会において決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補の指名は、能力、知識、経験のバランスによりの確かつ迅速な意思決定ができること、コンプライアンス意識が高いこと、および個人としての人望を有することを考慮し、適材適所の観点から社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

監査役候補の指名は、当社事業分野に関する知識、財務の知見および企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、取締役会に対し有益な助言・提言を行える人材を社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与し、監査役会の意見を聴取、同意を得たうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
平成29年3月期定時株主総会の参考書類から全取締役の個々の期待される役割など選任・指名の理由を開示しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役、取締役会を意思決定機能および業務執行監督機能として、経営会議、執行役員および執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、法令ならびに定款に定める事項の他、「職務権限規定」「決裁規定」により業務執行ラインの権限と責任を定めております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の選任については、会社法が定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に基づいております。

【補充原則4-11-1】 取締役会のバランス・多様性、取締役の選任に関する方針・手続

当社の取締役会は、主たる事業である土木・建築事業または管理部門に精通し、それぞれに必要な知識・経験・能力を十分に有する取締役並びに長年他社において経営に携わるなど、豊富な経験と見識を有する複数の独立社外取締役で構成され、定款において取締役の員数を12名以内と定めております。また、知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模は、取締役会全体として当社の持続的な成長と企業価値向上に資するよう配慮しております。

取締役の選任に関する方針、手続については、【原則3-1】 情報開示の充実(4)に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況

社外取締役および社外監査役が、当社以外の会社の役員を兼任する場合は、当社の職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲に限ります。また社外取締役、社外監査役の兼任状況は、独立役員届出書、事業報告や株主総会参考書類などに記載しております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性について分析・評価結果の概要

社外役員を含めた全取締役・監査役は、取締役会の役割・責任などの項目に関する自己評価を行い、取締役会事務局は、この自己評価を基に取締役会の実効性分析・評価を実施しております。

実効性分析・評価の結果は、取締役会へ詳細な報告等がなされ、運用改善といった具体的な取組みの実行により、取締役会の効率性・実効性の向上に活かされております。平成30年3月期の取締役会の実効性分析・評価結果については、概ね実効性が確保されているという結果になっておりますが、継続的な取締役会の実効性分析・評価の実施も含め、更なる取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニング

取締役は、就任時に経営者に必要な洞察力、知識および素養の習得、役割の理解を目的として社外セミナーに参加しております。

監査役は、日本監査役協会に所属し、同協会の主催する財務会計、内部統制に係る専門的な知識習得を目的としたセミナーに参加しております。

社外取締役・社外監査役は、担当役員からの事業説明や、拠点訪問等により、建設業に対する理解を深める機会を得ております。

また、全取締役・監査役を対象に、経営者に必要な知識の習得、意識の向上を目的として、専門家を招いたトレーニングを毎年実施しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

(1)建設的な対話を実現するよう目配りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、個人株主に関しては管理本部長、機関投資家に関しては社長室長を対応責任者としております。

(2)部門等の有機的な連携のための方策

当社は、個人株主に関しては管理本部総務部を、機関投資家に関しては社長室CSR推進部を対話の窓口として基本対応しておりますが、必要に応じて管理本部財務部、社長室経営企画部等とも連携して対話に必要な経営情報等を共有し、会社としての統一見解をもって対話を行っております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、年2回決算説明会を開催している他、必要に応じてスモールミーティング、電話会議や現場見学会等を実施しております。

(4)取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

当社は、株主との対話における質問や意見等を整理・分析のうえ関連部門と共有し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、株主との対話において未公開情報の受領・伝達等を行わないよう、関連諸規定を制定して遵守させるとともに、インサイダー取引防止に関し、役職員の社内教育を毎年実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	31,092,460	15.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	11,519,800	5.78
BNYM TREATY DTT 15	6,849,544	3.43
安藤ハザマグループ取引先持株会	6,352,550	3.19
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,798,600	2.41
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,590,469	2.30
株式会社みずほ銀行	4,476,630	2.24
JP MORGAN CHASE BANK 380634	3,672,000	1.84
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	3,343,700	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,807,036	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 【大株主の状況】は、平成30年9月30日現在の株主名簿の記載に基づいて記載しております。
- 上記の割合(%)は、自己株式(231,753株)を含めずに算出しております。
- 上記の所有株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。
- 平成30年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者が、平成30年7月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
 [提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
 三井住友信託銀行株式会社/6,726,840株/3.47%
 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/208,800株/0.11%
 日興アセットマネジメント株式会社/1,732,000株/0.89%
 合計/8,667,640株/4.48%
- 平成30年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者が、平成30年9月10日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
 [提出者および共同保有者名/保有株券等の数/株券等保有割合]
 三菱UFJ信託銀行株式会社/6,425,400株/3.27%
 三菱UFJ国際投信株式会社/1,135,100株/0.58%
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社/245,203株/0.12%
 三菱UFJアセット・マネジメント(UK)/217,000株/0.11%
 合計/8,022,703株/4.09%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田正美	他の会社の出身者								○			
北川真理子	他の会社の出身者								○			
桑山三恵子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田正美	○	藤田正美氏は、当社の取引先である株式会社富士通マーケティングの代表取締役社長で、過去3年間の当社と当社との取引金額は、平成27年度から平成29年度の当社からの当社連結売上高はなく、当社からの当社売上高は、いずれの年度も0.5%未満です。	藤田正美氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、経営に携わっており、豊富な経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
北川真理子	○	北川真理子氏は、当社の取引先である月島倉庫株式会社の代表取締役社長で、過去3年間の当社と当社との取引金額は、平成27年度から平成29年度の当社からの当社連結売上高はいずれの年度も	北川真理子氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、経営に携わっており、豊富な経験と見識等を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢

		0.5%未満、当社からの同社売上高は、いずれの年度も0.5%未満です。	献すると判断し、社外取締役を選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
桑山三恵子	○	該当事項はありません。	桑山三恵子氏は、企業経営の研究に従事し、高い専門性を有しております。同氏は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任しています。また同氏は、直接的に企業経営に関与した経験はありませんが、他企業の豊富な業務経験および社外取締役の経験等を有し、その知識や経験が取締役の職務を遂行するうえで有益で、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人と監査方針、監査計画、監査報告および監査実施状況等について、適宜意見交換・情報交換を行い、連携して監査の実効性を高めております。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための「監査業務の品質管理のシステム」について、報告を受けております。

なお、会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であり、平成30年3月期における当社の同監査法人に対する報酬の内容は、以下のとおりです。

1) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額 77,100千円
2) 上記以外の業務に基づく報酬 4,480千円

・監査役は、内部監査部門である監査部と協議および意見交換を行い、監査を効率的に実施できるよう、緊密な連携を保持しております。また、監査部は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を社長、取締役会および監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
上村成生	税理士														
高原将光	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村成生	○	該当事項はありません。(過去3年間の同氏が代表を勤める上村成生税理士事務所と当社との取引関係はありません)	上村成生氏は、現在は税理士ですが、長年、国税業務に携わりその経歴を通じて培われた専門的な知識と経験等を有し、監査役の職務を公平かつ公正に遂行すると判断するため社外監査役に選任しています。また同氏は、直接的に企業経営に関与した経験はありませんが、その知識や経験が監査役の職務を遂行するうえで有益で、同氏の経歴から一般株主と利益相反が生じるに恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
高原将光	○	該当事項はありません。(過去3年間の同氏が代表を勤める高原法律事務所と当社との取引関係はありません)	高原将光氏は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等を有し、監査役の職務を公平かつ公正に遂行すると判断するため社外監査役に選任しております。また同氏は企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての専門性と企業法務の実務に携わった経験からも監査役の職務を遂行し、同氏の経歴から一般株主と利益相反が生じるに恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当事項に関する補足説明

(1)ストックオプション制度

株式報酬型および通常型のストックオプションを付与しております。(現在、新たな付与は実施しておりません。)

(2)業績連動型報酬制度

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の概要は下記の通りです。

当社株式等の交付等の対象者 : 当社の取締役および執行役員(社外取締役および国内非居住者を除く)

拠出する金員の上限 : 平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として合計250百万円

取締役等が取得する株式数上限 : 平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度で合計54万株(1事業年度あたり18万株)

業績達成条件の内容 : 毎事業年度の会社業績(売上高、営業利益、当期純利益)の目標値に対する達成度

株式等の交付等の時期 : 取締役等の退任時

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当事項に関する補足説明

社内取締役(執行役員を含む)に対して、平成20年度、21年度、22年度および23年度の計4回、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

また、従業員(上級幹部のみを対象)に対して、平成20年度と21年度の計2回、通常型ストックオプションを付与しております。

(現在、新たな付与は実施しておりません。)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・有価証券報告書、事業報告において、全取締役の総額を開示しております。
・平成30年3月期の全取締役の現金報酬総額は281,876千円(うち社外取締役の現金報酬総額は22,800千円)、全監査役の現金報酬総額は45,066千円(うち社外監査役の現金報酬総額は14,052千円)です。社外取締役を除く取締役8名には、現金報酬とは別途で業績連動型株式報酬制度を導入しており平成30年3月期に本株式報酬に関して費用計上した金額は、22,684千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)および執行役員の報酬は、基本報酬である現金報酬と、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める等のインセンティブが働くよう業績連動報酬である株式報酬で構成され、その算定にあたっては、社外取締役等が適切に関与し、報酬の公正性、透明性、客観性を担保したうえで、取締役会で審議、決定します。
社外取締役の報酬については、その役割を勘案して、基本報酬である現金報酬のみとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会および監査役会には、兼務の事務局員を配置している。
取締役会事務局は、社外取締役、社外監査役に対して、取締役会議案に関する情報を提供するとともに、社外取締役が必要とする情報を適宜提供します。
関係部門は、社外取締役、社外監査役に対して、必要に応じて、事前に議案の説明などを行います。
監査役会事務局は、社外監査役を含めた監査役会運営の支援を行います。
会社は、社外監査役も含めた監査役が取締役会、そのほか重要な会議に出席し、情報を入手、共有できるような仕組みを確保しております。
会議に出席しない社外監査役に対しては、出席したほかの監査役などから報告、説明を行うほか、関係資料の閲覧に応じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離しております。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 取締役

取締役の経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を構築できるよう、任期を1年としております。また、業務執行する取締役と業務執行を行わない取締役に区分されており、役位は、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区分のみとしております。非業務執行取締役は、損害賠償責任を限定する契約を会社と締結しており、賠償責任限度額は法令が定める額としております。

(2) 取締役会

取締役会は、当報告書の提出日現在11名(社外取締役3名を含み、うち2名は女性社外取締役)で、業務執行取締役と非業務執行取締役で構成しております。非業務執行取締役である社外取締役は、その経験と見識等に基づき、経営の監督、および経営への助言等の役割を担っております。取締役会は、毎月開催されて経営に関する重要事項の意思決定および業務執行状況の監督等を行っております。

(3) 経営会議

経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化を図るべく、経営会議を毎月開催しております。

(4) 執行役員制度

執行役員の人数は、当報告書の提出日現在28名です(取締役兼務者8名を含む)。役位を「社長」「副社長」「会長」「副会長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の7区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としております。

また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としております。

(5) 執行役員会

執行役員制度により、会議機関の効率化と業務執行機能の強化を図るとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化を図るべく、執行役員会を毎月開催しております。

(6) 監査役(会)制度

監査役会は、当報告書の提出日現在、4名(常勤監査役2名と非常勤の社外監査役2名)で構成されております。各監査役(社外監査役を含む)は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本社および主要な事業所の監査を実施しております。なお、社外監査役は、損害賠償責任を限定する契約を会社と締結しており、賠償責任限度額は法令が定める額としております。

(7) 各種委員会

コンプライアンスに関する事項の審議・諮問機関であるコンプライアンス推進委員会、安全衛生管理に関する事項の審議・諮問機関である中央安全衛生委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会による取締役の監督と監査役による取締役の監査などが、現状でも十分機能しているうえ、社外取締役の関与により、経営監督機能の透明性、公正性が高まるなど、更なるコーポレートガバナンス強化が図られていると考え、取締役会、監査役制度の機関設計を継続採用しております。

ただし企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの要請に応えていくためには、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しは不可欠であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期定時株主総会より、株式会社東京証券取引所および当社ホームページに株主総会招集通知を発送日に先行して掲載し、早期の情報提供に努めております。平成30年3月期定時株主総会の招集通知については、27日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年3月期定時株主総会より、従来の議決権の書面行使に加えて、株主名簿管理人が提供する議決権電子行使環境の導入および株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームへの参加により、株主の議決権行使の利便性を高めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記「電磁的方法による議決権の行使」と同様です。
招集通知(要約)の英文での提供	平成29年3月期定時株主総会より招集通知(要約)を英文で提供しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の招集通知をホームページに掲載しております。 株主総会のビジュアル化を実施しております。事業報告の内容をグラフ・写真を用いてスライド化し、わかりやすさ、伝わりやすさの向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および第2四半期決算発表時に説明会を毎回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主向け報告書(第2四半期・期末)、ファクトブック、アニュアルレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSR推進部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役員が職務遂行上遵守すべき基本ルールとして「安藤ハザマグループ行動規範」を制定し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> CSR活動・コンプライアンス活動を推進するとともに、企業イメージ向上のための情報発信を行うため、CSR推進部を設置しております。 当社の企業活動全般をCSRの観点からご紹介するための報告書を発行するとともに、ホームページにCSRに関するコンテンツを設けております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」について、平成18年5月15日の取締役会で決定し、平成27年5月1日付で以下のとおり改定しております。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びその子会社（以下、「グループ会社」といい、「当社及びその子会社」を併せて「当社グループ」という）は、それぞれ取締役会を設置し、それぞれの取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また当社グループの監査役は、それぞれの取締役の職務執行を監査する。
- (2) 当社グループの取締役は、「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、それぞれの従業員がこれを実行するよう指導・監督する。
- (3) 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
 - (a) 意思決定機関として当社に「コンプライアンス推進委員会」、当社グループの各社に推進部門を設置する。
 - (b) 当社は、事業本部毎及び支店毎にその責任者・担当者を任命する。
 - (c) グループ会社は、その責任者・担当者を任命する。
 - (d) 当社は、事業年度ごとの当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を策定し、上記計画に基づいて当社グループの役職員の教育・研修を実施する。
- (4) 当社グループの取締役は、それぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにそれぞれの監査役会（監査役会が設置されていないグループ会社については、監査役）及び取締役会に報告する。
- (5) 当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の社長、取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- (6) 当社グループは、コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部通報制度を整備し、外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）・決裁書類等の取締役の職務執行に係る重要な情報（電子データを含む）については、「文書管理規定」「情報システムセキュリティ規定」「機密情報管理規定」に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、品質・安全・環境・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定される様々なリスクに対応するため、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生 の未然防止・再発防止を図る。
- (2) 当社は、不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応基本規定」「事業継続計画」及び「緊急事態対応マニュアル」等に基づいて迅速かつ的確に対応し、損害の拡大防止と極小化を図る。
- (3) 当社は、外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制（方針・規定・組織・仕組み等）について、関係部門を中心に検討し整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」「決裁規定」により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- (2) 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等を審議し、取締役会審議の活性化・効率化を図る。
- (3) 当社は、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた「中期経営計画」及び事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行し、進捗状況を管理する。

5. 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
 - (a) 「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき法令を遵守し、企業倫理を徹底する。
 - (b) 事業年度ごとに策定された当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を実行し、上記計画に基づいて教育・研修を実施する。
 - (c) 当社は、適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定める。
- (2) 当社は、「職務権限規定」「決裁規定」に基づき、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、執行役員等は、業務執行の状況を取締役会または経営会議へ報告する。
- (3) 当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- (4) 当社グループの従業員がコンプライアンスに関する問題の発生を把握したときは、内部通報制度に基づき、外部の法律事務所を含む窓口へ相談・通報する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「決裁規定」及び「関係会社管理規定」に基づき、当社は、グループ会社ごとに当社の担当部門を定めるとともに、当社の従業員をグループ会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理する。また年度事業計画やグループ会社が行為主体となる事項のうち当社の「決裁規定」に定められた重要な事項について、グループ会社は、当社の取締役会及び経営会議等の決議を得、報告を行う。
- (2) 当社の監査役及び内部監査部門は、グループ会社の監査を実施し、その状況を確認する。
- (3) 当社グループは、内部通報制度として外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置し、当社グループの取締役、監査役、従業員その他の者が利用することができる。

7. 当社の監査役を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査役から要請があった場合、その監査役の職務を補助するために当社に監査役会事務局を設置し、スタッフを配置する。
- (2) 当社の監査役は、スタッフの独立性の確保に留意して、人選・勤務体制・処遇・権限等について決定し、当社の取締役・取締役会に対してその決定を確保するよう要請することができる。

8. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社の監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他

の者から報告を受けたときは、当社の監査役会に報告する。

(3)当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。また、「コンプライアンス推進委員会」に委員として出席し、コンプライアンスの推進状況等について報告を受ける。

(4)当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換等により相互の意思疎通を図る。

(5)当社の監査役及び監査役会は、当社の取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また当社の内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施する。

9. 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)グループ会社の取締役・監査役・従業員から会社の経営に影響を与える重要な事項等に関する報告を受けた者は、当社の担当部門に報告を行い、担当部門は当社の監査役または監査役会に報告を行う。

(2)前号の報告を行った者は、当該報告をしたことを理由に一切の不利益な取扱いを受けない。また当社の推進部門は、報告を受けた者が不利益な取扱いを受けていないか、監視、監督を行う。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役及び監査役会の職務の執行上必要と認める費用を負担する。

11. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価基準を定め、当社の内部監査部門が、グループ会社ごとに、当社グループの財務報告に与える影響を法令及び関連基準に基づき評価し、会計監査人と協議を経て、評価範囲を決定し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」(平成27年5月1日改定)の第12項で、以下のとおりとしております。

(1)当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶を徹底する。

(2)当社は、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、警察・弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。

(3)当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を定める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- ・当社では、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報を利害関係者(ステークホルダー)へ迅速、正確、公平に開示するための社内規則「会社情報の適時開示に関する内規」を制定し、周知徹底しております。
- ・情報開示責任者(社長室長)は、適時開示に該当すると思われる事項を管理部門を通じて報告させるほか、重要な会社情報が生じた場合には、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示しています。

コーポレートガバナンス体制および内部統制体制

